

吉田労務通信

吉田労務コンサルティング

☎03-5669-1031

2007.9.26 発行 Vol. 2

平成19年10月中旬より 地域別最低賃金時給が変わります

地域別最低賃金時間給

ランク	都道府県名	平成19年度			平成18年度			平成17年度		
		最低賃金 時間額	前年比	発効	最低賃金 時間額	前年比	発効	最低賃金 時間額	前年 比	発効
C	北海道	654	10	10/19	644	3	10/1	641	3	10/1
D	青森	619	9	10/31	610	2	10/1	608	2	10/1
D	岩手	619	9	10/28	610	2	10/1	608	2	10/1
C	宮城	639	11	10/20	628	5	10/1	623	4	10/1
D	秋田	618	8	10/28	610	2	10/1	608	2	9/30
D	山形	620	7	10/25	613	3	10/1	610	3	10/1
C	福島	629	11	10/19	618	4	10/1	614	3	10/1
C	茨城	665	10	10/20	655	4	10/1	651	3	10/1
B	栃木	671	14	10/20	657	5	10/1	652	3	10/1
C	群馬	664	10	10/19	654	5	10/1	649	4	10/1
B	埼玉	702	15	10/20	687	5	10/1	682	3	10/1
A	千葉	706	19	10/19	687	5	10/1	682	4	10/1
A	東京	739	20	10/19	719	5	10/1	714	4	10/1
A	神奈川	736	19	10/19	717	5	10/1	712	4	10/1
C	新潟	657	9	10/19	648	3	9/30	645	3	9/30
B	富山	666	14	10/20	652	4	10/1	648	4	10/1
C	石川	662	10	10/21	652	3	10/1	649	3	10/1
C	福井	659	10	10/19	649	4	10/1	645	2	10/1
C	山梨	665	10	10/19	655	4	10/1	651	3	10/1
B	長野	669	14	10/21	655	5	10/1	650	3	10/1
C	岐阜	685	10	10/19	675	4	10/1	671	2	10/1
B	静岡	697	15	10/26	682	5	10/1	677	4	10/1
A	愛知	714	20	10/25	694	6	10/1	688	5	10/1
B	三重	689	14	10/27	675	4	10/1	671	3	10/1
B	滋賀	677	15	10/25	662	5	10/1	657	5	10/1
B	京都	700	14	10/25	686	4	10/1	682	4	10/1
A	大阪	731	19	10/20	712	4	9/30	708	4	10/1
B	兵庫	697	14	10/31	683	4	9/30	679	3	9/30
C	奈良	667	11	10/25	656	4	10/1	652	4	10/1

ランク	都道府県名	平成 19 年度			平成 18 年度			平成 17 年度		
		最低賃金 時間額	前年比	発効	最低賃金 時間額	前年比	発効	最低賃金 時間額	前年 比	発効
C	和歌山	662	10	10/20	652	3	10/1	649	4	10/1
D	鳥取	621	7	10/21	614	2	10/1	612	1	10/7
D	島根	621	7	10/19	614	2	10/1	612	2	10/1
C	岡山	658	10	10/26	648	4	10/1	644	3	10/1
B	広島	669	15	10/28	654	5	10/1	649	4	10/1
C	山口	657	11	10/28	646	4	10/1	642	4	10/1
D	徳島	625	8	10/21	617	2	10/1	615	3	10/1
C	香川	640	11	10/21	629	4	10/1	625	5	10/1
D	愛媛	623	7	10/25	616	2	10/1	614	2	10/1
D	高知	622	7	10/26	615	2	10/1	613	2	10/1
C	福岡	663	11	10/28	652	4	10/1	648	3	10/1
D	佐賀	619	8	10/28	611	3	10/1	608	2	10/1
D	長崎	619	8	10/21	611	3	10/1	608	2	10/1
D	熊本	620	8	10/25	612	3	10/1	609	2	10/1
D	大分	620	7	10/20	613	3	10/1	610	3	10/1
D	宮崎	619	8	10/27	611	3	10/1	608	2	10/1
D	鹿児島	619	8	10/26	611	3	10/1	608	2	10/1
D	沖縄	618	8	10/28	610	2	10/1	608	2	10/1
	全国加重 平均額	687	14	—	673	5	—	668	3	—

参考 URL <http://www.mhlw.go.jp/houdou/2007/09/h0907-2.html>

A～D ランクは、各都道府県の経済実態を基に区分されたもの。

平成 19 年度に新設された助成金・奨励金です、有効に活用されていますか

○雇用支援制度導入奨励金

参考 URL http://www.roudoukyoku.go.jp/topics/2007/200709052-joseikin/pdf/leaflet_01.pdf

トライアル雇用により雇用した労働者を常用雇用へ移行するまでの間に、その労働者の就業が容易になるような、一定の雇用環境の改善を実施した事業主に対して一定額を支給するものです。

○若年者雇用促進特別奨励金

参考 URL http://www.roudoukyoku.go.jp/topics/2007/200709052-joseikin/pdf/leaflet_02.pdf

25歳以上35歳未満の不安定就労の期間が長い若年者を、トライアル雇用終了後に雇用期間の定めのない労働契約により継続して雇用する事業主に対して一定額を支給するものです。

○育児休業取得促進助成金（育児休業取得促進措置・短時間勤務促進措置）

参考 URL http://www.roudoukyoku.go.jp/topics/2007/200709052-joseikin/pdf/leaflet_03.pdf

事業主が雇用する労働者に育児休業期間中又は短時間勤務中、3ヶ月以上にわたり経済的支援を行った場合に助成するものです。